

○林業普及指導員資格試験実施要領

(昭和 32 年 10 月 31 日付け 32 林野第 14708 号林野庁長官通知)

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項の林業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）の実施については、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 89 条から第 98 条までの規定によるほか、この要領の定めるところによる。

1 試験の実施機関

農林水産大臣は、試験を試験審査委員会に実施させる。

2 試験審査委員会

- (1) 試験審査委員会は、農林水産大臣が規則第 98 条第 1 項の規定により委嘱した試験審査委員をもって組織する。
- (2) 試験審査委員会の会長は、委員の互選によって定める。会長は、試験審査委員会の会務を総括する。
- (3) 試験審査委員会の庶務は、林野庁森林整備部研究指導課において処理する。

3 試験審査委員会の任務等

- (1) 試験審査委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (ア) 筆記試験及び口述試験の実施に関すること。
 - (イ) 筆記試験の試験問題の作成に関すること。
 - (ウ) 評点の基準を定めること。
 - (エ) 筆記試験及び口述試験の採点に関すること。
 - (オ) 試験成績を判定し、その結果を農林水産大臣に答申すること。
- (2) 試験審査委員会は、必要があるときは、農林水産省職員又は学識経験を有する者のうちから、筆記試験又は口述試験の試験官を委嘱して(1)の(ア)及び(エ)に掲げる事項の実施を補佐させることができる。

農林水産大臣は、試験審査委員会の答申に基づいて合格者を決定し、その氏名を公表するとともに合格者に通知する。

4 試験方法

規則第 90 条の規定による試験の審査内容については、規則第 89 条に掲げる区分ごとに行うものとする。

なお、同条第 2 号に掲げる地域森林総合監理区分の受験者は、併せて同条第 1 号に掲げる林業一般区分の受験者としての取扱いを希望することができる。

(1) 林業一般区分

- (ア) 筆記試験については、次のとおり実施する。
 - a 別表 1 の審査項目①に掲げる森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識の有無を審査する択一式内容のもの。
 - b 別表 1 の審査項目②に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識の有無を審査する択一式内容のもの。
 - c 別表 1 の審査項目③に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識及び

課題解決能力の有無を審査する小論文式内容のもの。

d 別表1の審査項目②及び③における審査項目の分野については、別表2のとおりとする。

(イ) 口述試験は、筆記試験に合格した者（併せて林業一般区分の受験者としての取扱いを希望した地域森林総合監理区分の受験者であって、当該区分の筆記試験のうち別表1の審査項目⑤から⑦までに掲げるものにそれぞれ合格したものを含む。）について、専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等に関する面接を行い、林業普及指導員として必要な能力を有するか否かの審査を行う。

(2) 地域森林総合監理区分

(ア) 筆記試験については、次のとおり実施する。

a 別表1の審査項目⑤に掲げる森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識の有無を審査する択一式内容のもの。

b 別表1の審査項目⑥に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識の有無を審査する択一式内容のもの。

c 別表1の審査項目⑦に掲げる森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力の有無を審査する小論文式内容のもの。

d 別表1の審査項目⑨に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的で基本的な知識の有無を審査する択一式内容のもの。

e 別表1の審査項目⑩に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解決能力の有無を審査する択一式内容のもの。

f 別表1の審査項目⑪に掲げる森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解決能力の有無を審査する記述式内容のもの。

g 別表1の審査項目⑥及び⑦における審査項目の分野については、別表2のとおりとする。

(イ) 口述試験は、筆記試験に合格した者について、専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等に関する面接及び事前に提出された技術的体験論文に係る専門知識、課題解決能力等に関する面接を行い、林業普及指導員として必要な能力を有するか否かの審査を行う。

5 合否判定

林業一般及び地域森林総合監理の区分ごとに実施した筆記試験及び口述試験の全てに合格した者を試験に合格した者とする。

6 試験免除の取扱い

別表3の左欄の者については、同表右欄の試験を免除する。

7 地域森林総合監理区分に合格した者の登録

林野庁長官は、4の(2)に合格した者を森林総合監理士として登録し、本人の了承を得た事項について公開するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、審査課題の作成、成績の判定その他試験の実施に関し必要な事項は、試験審査委員会の意見を聞いて、林野庁森林整備部研究指導課において定める。

別表 1

区分	試験方法	科目	審査項目	備考
林業一般	筆記	一般基礎	①森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識を択一式で審査	別表 2 から 1 分野を選択
		専門	②森林・林業に関する専門的な技術・知識を択一式で審査 ③森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力を小論文式で審査	
	口述	④専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査		
地域森林総合監理	筆記	一般基礎	⑤森林・林業に関する基礎的な技術知識及び普及指導に関する知識を択一式で審査	別表 2 から 1 分野を選択
		専門	⑥森林・林業に関する専門的な技術・知識を択一式で審査 ⑦森林・林業に関する専門的な技術・知識及び課題解決能力を小論文式で審査	
	口述	⑧専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査		
	筆記	総合専門(適性)	⑨森林経営等の個別分野を横断した総合的で基本的な知識を択一式で審査	
		総合専門(課題解決)	⑩森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解能力を択一式で審査 ⑪森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解能力を記述式で審査	
	口述	⑫技術的体験論文に係る専門知識、課題解決能力、コミュニケーション能力、一般常識、人物、態度等を面接で審査		

別表 2

分野	範囲
森林経営	1 森林計画、森林評価、林業金融、税制、産地形成 その他林業経営に関すること 2 保安林、環境保全林、森林災害その他森林の公益 的機能に関すること
施業技術	1 森林生態、林木の育種、育苗、森林土壌、森林の 更新、保育その他造林に関すること 2 森林、苗畑の病虫獣害その他森林保護に関するこ と 3 林業機械・器具の開発、改良、合理的使用、安全 衛生、林内路網の整備その他林業機械に関すること
林産	1 木材の性質、木材加工、林産化学、木材の利用・ 流通、木材・木製品製造業等の経営その他木材に関 すること 2 食用きのこ、特用樹木その他の特用林産に関する こと

別表 3

左欄	右欄
林業改良指導員資格試験(森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項)の合格者	別表1の審査項目①及び⑤に掲げる試験
前年度に試験の林業一般区分筆記試験を合格した者	別表1の審査項目①、②及び③に掲げる試験
前年度に試験の地域森林総合監理区分筆記試験を合格した者	別表1の審査項目⑤、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑪に掲げる試験
林業普及指導員資格合格者 (林業専門技術員資格試験合格者を含む)	別表1の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
技術士法(昭和58年法律第28号)第32条第1項による技術士(森林部門)の登録を受けている者	別表1の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
一般社団法人日本森林技術協会理事長の定める林業技士の登録を受けている者	別表1の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
国有林野事業の森林の整備・保全に係る業務に総括森林整備官等の指導的な立場で従事した職歴を有していること、かつ、林業に関する技術についての普及若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した期間が15年以上あることを所属の長(退職者にあつては、退職時の所属の長)が推薦し林野庁長官の認定を受けた者	別表1の審査項目⑤、⑥、⑦及び⑧に掲げる試験
技術士法(昭和58年法律第28号)第32条第2項による技術士補(森林部門)の登録を受けた者	別表1の審査項目⑤に掲げる試験